

「資 料」

地震等緊急時対応の手引き 解説シリーズ ～②応援体制の構築、初動支援のあり方～

日本水道協会総務部総務課

本誌の9月号から来年3月までの「地震等緊急時対応の手引き 解説シリーズ」の前回第1弾では、災害発生時における「情報連絡・応援要請の手順」や「費用負担のあり方」などについて解説しましたが、第2弾の本稿では、応援準備態勢から応援隊の出動に至るまでの「応援体制の構築」、また、被災水道事業者への「初動支援のあり方」などについて解説していきます。

1. 発災時の情報連絡 (手引き p.2)

第1弾 (前稿) においても解説したとおり、災害時において、全ての応援活動の起点になるのは、被災水道事業者からの情報連絡です。このため、地震等緊急時においては、「被害の有無」「応援要請の有無」に関わらず、必ず所属する都府県支部長又は地区協議会会長 (以下、都府県支部長等という。) に対して迅速に情報連絡をすることが必要です。

【地震等緊急時の定義】

- 震度5 (弱) 以上の地震
- その他の自然災害及び事故等により大規模な断水が発生した場合

2. 情報連絡・応援要請の様式 (手引き 資料編)

被災水道事業者は、被害状況等を所属する都府県支部長等に報告する際、様式2「被害・応援要

請情報」を使用します。

また、被災水道事業者は、厚生労働省水道課より発出された「自然災害発生時における被害情報の報告様式の改訂について」(令和2年2月27日付け通知) に基づき、所在する都道府県水道行政担当部 (局) に対しても被害情報等を報告することとされています。

このため、手引きの様式2は、厚生労働省が所定する様式に準じた様式とすることにより、被災水道事業者は同一の様式をもって所属する都府県支部長等及び都道府県水道行政担当部 (局) に報告することが可能です。

また、被災水道事業者は、給水車の応援要請を行う場合、様式2の「⑰給水車応援要請」の欄に、要請する給水車の台数を記載し、併せて、様式5「応援要請書」に要請内容 (加圧・非加圧の台数

被害・応援要請情報

情報連絡先		都府県	都府県支部	都府県支部	都府県支部
地方支部長へ本部		〇〇地方支部	第〇報	7月1日	17:00
様式 2					
1. 基礎情報					
都府県	支部	支店	支店	支店	支店
〇〇都府県	〇〇支部	〇〇支店	〇〇支店	〇〇支店	〇〇支店
2. 被害情報					
被害発生時刻	被害発生場所	被害発生原因	被害発生状況	被害発生規模	被害発生状況
〇〇時	〇〇市	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
3. 対応状況					
対応状況	対応状況	対応状況	対応状況	対応状況	対応状況
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

被災水道事業者ごとに「1. 基礎情報」「2. 被害情報」「3. 対応状況」を記載

給水車の応援が必要な場合、「⑰給水車応援要請」の欄に台数を記載 ※併せて様式5「応援要請書」を提出

都府県支部長・地方支部長・日本水道協会救援本部が対応台数を記入

内訳、期間、集合場所等)を記載の上、所属する都府県支部長等へ報告します。

その後、これらの情報は、都府県支部長等により取りまとめられ、都府県支部内で対応が可能な場合は当該都府県支部内において応援活動が実施され、さらに、大規模な災害の場合には、地方支部内或いは全国的な応援体制の構築につながっていきます。

3. 現地調整隊 (手引き p.6)

前述のとおり、今回の改訂では、被災水道事業体は地震等緊急時に被害状況等を必ず連絡することをルール化しました。

しかしながら、発災初期の混乱時において、特に職員の少ない中小規模水道事業体などでは、住民対応等に追われる中、情報の取りまとめや都府県支部長等への連絡が十分行えないケースがあります。

このため、都府県支部長等は、こうした連絡の無い被災水道事業体に積極的に働きかけることにより、連絡体制を確立するとともに、応援の受入れに当たり各種の調整支援が必要と判断される場合には、被災水道事業体と協議の上、都府県支部内の水道事業体から「現地調整隊」を派遣することとしています(都府県支部長等が自ら現地に赴くことを含む)。

また、現地調整隊は、応援隊の受入れ後は、必要に応じて幹事応援水道事業体に移行し、応援隊全体の差配・調整役となることで、応援活動を円滑に実施することが可能となります。

実際に、平成30年7月豪雨において、愛媛県大洲市では市内27箇所の水源池のうち11箇所が冠水等により被災し、7月7日から最大10,096戸の断水が発生しましたが、これを受け、愛媛県支部長である松山市は7月8日に他の水道事業体の応援隊に先んじて現地入りをし、応援受入体制の構築に向けた被害等の情報収集や給水計画・業務分担(給水は愛媛県支部、復旧は大洲市)等に関する協議などを行いました。さらに、給水活動開始後は、日々、大洲市との給水計画の協議、給水場所の見回り・状況確認、各地から駆けつける応援水道事業体の受付・指示などを行い、幹事応援水道事業体としての役割を果たしました。特に、発災



大洲市で活動した応援水道事業体
(平成30年7月12日撮影)

初期は被災水道事業体において大変な混乱が想定されますので、応援隊の受入れ等に当たっては、こうした他の水道事業体による調整支援が大きな効果を発揮します。

なお、今回の改訂版から新たに盛り込まれた現地調整隊は、旧版(平成25年3月)における情報連絡調整担当水道事業体の役割を改めて整理し規定したものです。

4. 応援準備態勢 (手引き p.12)

いち早い応援活動の実施には、被災水道事業体からの迅速な情報連絡はもとより、近隣の水道事業体による応援準備が重要になります。このため、手引きでは、「被災都府県支部等内の水道事業体は、発災後直ちに震度等に応じた応援準備態勢を整える」と規定しています。

また、その他の都府県支部の水道事業体は、被災

表4-1 応援準備態勢の段階区分 (手引き p.12)

【地震】		
段階	発令の時期	態勢
注意態勢	震度5(弱)の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行し得る態勢とする。
警戒態勢	震度5(強)の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を行うとともに、被災水道事業体の要請に応じて出動できる態勢とする。
非常態勢	震度6(弱)以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を密に行うとともに、応援体制の準備完了後、被災水道事業体の要請に応じて直ちに出動できる態勢とする。

(震度階級は気象庁の「計測震度」による)

【その他災害】

津波・大雨・大雪等において気象庁から特別警報が発表された場合など、災害が現に発生し又は発生するおそれがある場合は、上記区分に準じて準備態勢を整える。

災地方支部長の指示により応援準備態勢を整え、他の地方支部については、日本水道協会救援本部の指示によるものとしています。

近年、地震のみならず、風水害・寒波など様々な災害が頻発しています。直近5年以内の豪雨及び風害だけを挙げても、平成27年9月関東・東北豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など風水害の発生が近年特に顕著となってきており、いずれの災害においても日本水道協会の枠組みによる応援活動が実施されたところ です。

こうしたことを踏まえ、今回の改訂では、従来の地震の震度階級に応じた応援準備態勢に加え、津波・大雨・大雪等において特別警報が発令されるなどした場合にも、同様の準備態勢を整えることを新たに規定しました。

なお、応援水道事業体は、所属する都府県支部長等からの指示に基づき、準備の整った車両(給水車等)を様式6「給水車準備・活動状況」により報告することとしています。

5. 応援隊の出動 (手引き p.13)

応援隊は、所属する都府県支部長等の要請に基づいて出動し、出動車両については、様式6「給水車準備・活動状況」により都府県支部長等に連絡します。

ただし、出動に当たっては、次のような事態も想定されます。

- 応援先に関する情報が十分に得られない状態での出動
- 応援先未定のまま、中継水道事業体等を当面の目的地として出動

- 複数の応援先に分かれた給水車の出動
- 被災水道事業体に到着後、活動の機会が得られず待機

特に、平成23年の東日本大震災では、極めて広域のかつ甚大な被害が発生し、初動期においては、広域にわたる通信手段の途絶、応援体制の中心的役割を担う支部長都市の被災により情報連絡体制が十分機能しないなどといった、大きな混乱の中での活動開始を余儀なくされました。

こうしたことから、被災水道事業体、日本水道協会救援本部、被災地方支部長及び被災都府県支部長等などの全ての関係者は、常に事態の解消に取り組むとともに、応援水道事業体としても自ら被災地の情報収集に努め、ある程度の混乱の中でも臨機に対応することを念頭に出動することが必要です。

6. 中継水道事業体 (手引き p.14) 及び支援拠点水道事業体 (手引き p.15) の活用

これらは、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年3月の手引き改訂から盛り込まれたもので、それぞれ、次のように規定されています。

● 中継水道事業体

被災地への参集及び帰任に際し、長距離移動を必要とする応援車両の待機場所や職員の休憩、宿泊場所を提供するとともに、広域災害等において情報の不足などから応援先を確定できない場合に当面の目的地になる水道事業体

● 支援拠点水道事業体

被災地の被害が甚大で、応援の長期化が避けられない場合や物資の調達に支障が出た場合等に、給水車への給水基地の提供、宿泊場

給水車準備・活動状況

報告種別		報告者	報告番号	報告日	報告時間
地方支部長⇒本部		東北地方支部	第2報	7月2日	9:00

番号	確認日時		給水車				車両情報			応援先			活動状況	活動予定期間	担当者 (代表)				備考			
	月日	時刻	地方支部	都府県支部等	所有事業体	車両登録番号	9/10容量	加圧	最大揚程	参考情報 (有難可)	地方支部	都府県支部等			都市	事業者名	氏名	連絡先電話番号		連絡先メールアドレス		
1	7/1	19:00	02 東北	〇〇県	〇〇市	1234	3.0m ³	有	30m	2m ³ /h	町野オス(65)	注水口形式	03 関東	〇〇県	〇〇市	活動中	7/2~未定	〇〇市	〇〇〇	090-xxxx-xxxx	test-01@docomo.ne.jp	
2	7/1	18:00	02 東北	〇〇県	〇〇市	5456	3.0m ³	有	30m	2m ³ /h	町野オス(65)	注水口形式	03 関東	〇〇県	〇〇市	活動中	7/2~未定	〇〇市	〇〇〇	090-xxxx-xxxx	test-02@docomo.ne.jp	
3	7/1	18:00	02 東北	〇〇県	〇〇企業団	3456	2.0m ³	有	30m	2m ³ /h	町野オス(65)	注水口形式	03 関東	〇〇県	〇〇市	参集移動中	7/3~7/10	〇〇市	〇〇〇	090-xxxx-xxxx	test-03@docomo.ne.jp	到着予定：3日15時
4	7/1	18:00	02 東北	〇〇県	〇〇市	7890	3.0m ³	有	30m	2m ³ /h	町野オス(65)	注水口形式	03 関東	〇〇県	〇〇市	活動中	7/2~未定	〇〇市	〇〇〇	090-xxxx-xxxx	test-04@docomo.ne.jp	到着予定：5日10時

様式 6

【応援準備完了後】
応援水道事業体ごとに「準備車両」を記載

【出動後】
応援水道事業体ごとに「出動状況」を記載

所の確保の補助又は情報連絡の補助等を行う水道事業者

特に、中継水道事業者については、あらかじめ地方支部内で中継施設となるリストを把握・作成し、運用手順を定めておくことが、発災時の迅速な活用につながります(様式7 中継水道事業者使用可能施設報告書)。実際に関東地方支部や中部地方支部では、既にリストを取りまとめ運用を開始しています。

また、支援拠点水道事業者については、平成31年2月に東京都水道局と茨城県企業局が、首都直下地震等の大規模災害を想定し、被災地で活動する応援隊の支援拠点として宿泊場所及び食糧等の手配を支援するための覚書を締結するなど、水道事業者間などにおいて取組みが進められています。

このように、中継水道事業者及び支援拠点水道事業者が災害時に円滑に機能するためには、平時から各支部などで活用に向けた検討を行っておくことが重要です。

7. 本稿のまとめ

「応援体制の構築」「初動支援のあり方」において重要なポイントをまとめると、次のとおりです。

<ポイント>

○全ての応援活動の起点になるのは、被災水道

事業者からの情報連絡。地震等緊急時は、必ず都府県支部長等に「まず一報」の徹底を!

- 現地調整隊の枠組みを積極的に活用し、応援受入体制の早期構築に向けた被災水道事業者のサポートを!
- 被災していない都府県支部内の水道事業者は、迅速な応援準備を!
- 応援への出動に当たっては、情報が乏しい等ある程度の混乱下においても臨機に対応するよう努めること!

災害時には、平時とは異なり、被害情報の収集、情報連絡、給水活動をはじめ、あらゆる局面で様々な課題・ハードルが生じます。こうした諸課題を迅速に解決し、いち早く住民への給水を確保することが水道事業者としての使命ですが、必ずしも被災した水道事業者だけで対応できるケースばかりとは限りません。また、初動期の迅速かつ的確な対応が、不安を抱える被災者の安心感の醸成にもつながります。

このため、迅速な初動対応には、都府県支部長等を中心とした周りからのサポートが大きな力になります。都府県支部・地区協議会内などにおいて、日頃から初動支援体制のあり方などについて検討しておいていただければ幸いです。